

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年12月 4 日

葛飾区長

葛飾区条例第56号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の 2 第 2 項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第32条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第32条の 2 第 2 項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第 2 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の 2 第 2 項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第32条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第32条の 2 第 2 項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 7 年12月 1 日から適用する。